

岩手県告示第790号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第14条第1項の規定による意見を述べる機会の付与について、通知する土地所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成24年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）通知する書面 一般国道397号改築工事（新小谷木橋（仮称）・岩手県奥州市水沢区真城字中河原地内から羽田町字上小谷木地内まで）に伴う事業の準備のための試掘等に係る意見を述べる機会の付与に関する通知

（2）通知を受ける土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記簿表題部名義人 水田和吉ほか200名

（3）試掘等をしようとする土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	備考
岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木	143番1	原野	15,395㎡	1筆の一部
岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木	143番2	原野	6,796㎡	1筆の一部
岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木	143番3	宅地	79.33㎡	1筆の一部

（4）通知する書面の保管 岩手県県土整備部県土整備企画室において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

2（1）通知する書面 一般国道397号改築工事（新小谷木橋（仮称）・岩手県奥州市水沢区真城字中河原地内から羽田町字上小谷木地内まで）に伴う事業の準備のための試掘等に係る意見を述べる機会の付与に関する通知

（2）通知を受ける土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
岩手県水沢市朝日町1番25号	登記名義人 千葉太三郎ほか54名

（3）試掘等をしようとする土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	備考
岩手県奥州市水沢区真城字中河原	1番	原野	86,677㎡	1筆の一部

（4）通知する書面の保管 岩手県県土整備部県土整備企画室において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成24年12月10日をもって通知があったものとみなされます。